

事務連絡
令和5年8月28日

各 地方厚生（支）局 児童福祉施設等災害復旧費担当課 御中

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付
施設調整等業務担当室

児童福祉施設等災害復旧費における保険金等収入の控除方法について

標記の補助金の交付については、「児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（令和5年7月20日こ成事第349号こども家庭庁長官通知）の別紙「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされており、標記補助金における「寄付金その他の収入」の取扱いについては、別添「こども家庭庁所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（令和5年8月16日こ総会第440号こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）通知）（以下「取扱通知」という。）によるものとしています。

取扱通知のとおり、補助金の交付額の算定に当たり、過去において補助金等の交付を受けて建設し又は改造改築等により効用の増加した既存建物等（以下、「過去に補助金等を受けた建物等」という。）か否かにかかわらず保険金等収入を総事業費から控除することになりますが、その控除額の算定方法については下記のとおりとしますのでご了知いただき、その取扱いについて遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 控除の対象となる建物等について

過去に補助金等を受けた建物等か否かにかかわらず全ての建物等について控除を行うものとする。

2. 控除の方法について

次に示す計算式によるものとする。

$$\text{「総事業費」} - (\text{「保険金等収入」} - \text{「査定額」} \times \text{「自己負担率」})$$

※「査定額」×「自己負担率」とは交付要綱等により算出される事業者の自己負担相当とする。

例えば、災害復旧費補助金の補助率が4分の3の場合、自己負担率は4分の1となる。